

共架契約約款

2027年 4月 1日 実施

関西電力送配電株式会社

目次

I. 総則	- 1 -
第1条（目的）	- 1 -
第2条（適用）	- 1 -
第3条（約款の改定）	- 1 -
第4条（用語の定義）	- 2 -
第5条（第三者所有の共架設備）	- 3 -
第6条（共架を認める事業内容）	- 3 -
第7条（共架を認める設備）	- 3 -
第8条（共架を認める電柱と共架ポジション）	- 3 -
II. 共架契約	- 4 -
第9条（契約の成立）	- 4 -
第10条（契約にあたっての注意点）	- 4 -
第11条（契約期間）	- 4 -
第12条（契約に係る業務の実施）	- 4 -
第13条（契約の変更）	- 4 -
第14条（解約（廃止）および権利の移転）	- 5 -
第15条（即時解約）	- 6 -
第16条（原状回復）	- 6 -
第17条（共架保証金）	- 6 -
III. 共架設備に関する手続き	- 7 -
第18条（共架申込）	- 7 -
第19条（技術検討）	- 7 -
第20条（契約申請の承認）	- 8 -
第21条（共架申込の取消）	- 8 -
第22条（一束化および腕金共用の取扱い）	- 8 -
第23条（共架工事および竣工報告）	- 9 -
第24条（共架・管路申請管理システム入力代行）	- 9 -
IV. 共架料	- 10 -
第25条（共架関係費用）	- 10 -
第26条（支払方法）	- 12 -
第27条（インボイスへの対応）	- 13 -
第28条（遅延損害金）	- 13 -
第29条（単価改定）	- 13 -

V. 共架設備の工事および保安	- 14 -
第 30 条 (共架工事の実施と保守管理)	- 14 -
第 31 条 (工事の届出と安全確保)	- 14 -
第 32 条 (作業員の資格要件)	- 14 -
第 33 条 (共架者の責によらない事由による共架設備の工事等)	- 15 -
第 34 条 (工事の優先順位と改修工事)	- 16 -
VI. 雜則	- 17 -
第 35 条 (共架申込みの拒否)	- 17 -
第 36 条 (無断使用時の共架料金取扱い)	- 17 -
第 37 条 (停電時の取扱い)	- 17 -
第 38 条 (共架設備に関する異議求償等の取扱い)	- 17 -
第 39 条 (損害賠償等)	- 17 -
第 40 条 (電柱頂部への共架に関する取り扱い)	- 18 -
第 41 条 (電磁誘導等の処理)	- 18 -
第 42 条 (電波の影響確認)	- 18 -
第 43 条 (事業の移管)	- 18 -
第 44 条 (地位の譲渡等の禁止)	- 19 -
第 45 条 (届出)	- 19 -
第 46 条 (機密保持)	- 19 -
第 47 条 (個人情報の保護について)	- 20 -
第 48 条 (管轄裁判所・準拠法)	- 20 -
第 49 条 (反社会的勢力の排除)	- 21 -
第 50 条 (協議解決)	- 21 -

I. 総則

第1条（目的）

本約款は、関西電力送配電株式会社（以下「当社」という。）が提供する共架サービスに関して、総務省の策定する「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に則って、当社が定める「共架申請の手引き」および「共架工法基準」（以下「共架申請の手引き」および「共架工法基準」を合わせて「標準実施要領」という。）に基づき、当社の事業運営上支障がない範囲で事業者の共架を認め、その具体的な取扱いを当事者間で定めることにより、関係業務を円滑に遂行することを目的とします。なお、本約款または標準実施要領に変更が生じた場合は、変更後の定めによります。

第2条（適用）

1. 当社が共架者との間で締結する電柱利用に関する契約（以下「共架契約」という。）に係る条件は、本約款および標準実施要領の定めるところによります。
2. 本約款と標準実施要領の定めがそれぞれ矛盾または抵触するときは、本約款の定めが優先します。
3. 本約款、および標準実施要領いずれにも定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によります。

第3条（約款の改定）

当社は、必要に応じて本約款を改定することができ、改定後の約款は当社のウェブサイトに掲載することにより効力を生じます。なお、変更後の約款の内容ならびに変更の効力が生ずる日については、あらかじめ当社ウェブサイトに掲載することにより周知します。なお、当社が定める標準実施要領を変更する場合も、同様に変更後の内容および変更の効力が生ずる日をあらかじめ当社ウェブサイトにより周知します。

第4条（用語の定義）

本約款における用語の定義は以下の各号のとおりとします。

- (1) 共架：当社の所有する電柱等の設備に、当社の所有する電気設備以外の設備を施設することをいいます。
- (2) 共架者：当社の所有する電柱等の設備に、共架する事業者をいいます。
- (3) 共架設備：当社の所有する電柱等の設備に共架する通信線（それらの付帯設備を含み、以下同じ。）および機器（防犯カメラ等の撮影機器、無線通信設備、頂部アンテナなどおよびそれらの付帯設備を含み、以下同じ。）をいいます。
- (4) 共架工事：共架者が実施する共架設備等の設置、撤去、移設、改修等の工事をいいます。
- (5) 共架申込み：共架工事を実施するにあたり、当社が共架工事の実施可否判断をするための当社への申込みをいいます。
- (6) 共架ポジション：電柱における共架設備の取付位置を指し、通信線のポジションとして第1ポジションから第4ポジション（詳細は標準実施要領により、以下同じ。）、および、機器の取付位置として機器ポジションがあります。
- (7) 一束化：共架者が吊線（メッセンジャーワイヤー等をいい、以下同じ。）を活用のうえ、当社または他の共架者と共架ポジションを共用して共架設備を設置することをいいます。
- (8) 機器腕金：機器を電柱に設置するための腕金を言います。
- (9) 共架・管路申請管理システム：共架に関する事務手続きのために当社から提供するシステムをいいます。
- (10) 共架料：当社所有電柱の一部を共架に利用することに対する費用をいいます。
- (11) 技術検討費用：当社が本約款第19条に基づいて行う技術的検討に係る費用をいいます。
- (12) 電源供給器：通信線に接続された機器へ安定した電力を供給するための装置であり、機器ポジションに設置するものをいいます。
- (13) 電柱頂部アンテナ：電柱頂部に設置する共架者所有のアンテナをいいます。
- (14) 架空地線腕金内蔵型アンテナ：電柱頂部アンテナのうち、当社仕様の架空地線腕金に内蔵されたアンテナを指します。
- (15) 架空地線腕金外付型アンテナ：電柱頂部アンテナのうち、当社仕様の架空地線腕金に取付けされたアンテナを指します。
- (16) 架空地線：雷等の過電圧から当社設備を保護するため、電柱頂部に施設する架線を指します
- (17) 架空地線腕金：架空地線を取付けするため、電柱頂部に取付けする腕金を指します。

第5条（第三者所有の共架設備）

共架者は、自己の所有する設備を共架する場合はもとより、難視聴テレビ線、防犯カメラその他の第三者が所有する設備を共架する場合についても、本約款に基づく共架者としての債務を免れないものとします。この場合、共架者は、本約款に基づく債務を全て自己の責任と負担において履行するとともに、当該共架設備を所有する第三者の行為およびその結果について一切の責任を負います。

第6条（共架を認める事業内容）

共架は、電気事業法、電気通信事業法、放送法、有線電気通信法、電波法、道路法、その他関係法令等（行政庁が定めるガイドライン等を含む。）を遵守するとともに、肖像権、プライバシー権を侵害しないことを条件に、以下の各号のいずれかに該当するものに限り認められます。

- (1) 公共性・公益性があるもの
- (2) 不特定多数の者へサービスを提供するもの
- (3) 地域社会の防犯・防災・交通安全に寄与するもの
- (4) 無線通信事業（携帯電話等の公共性の高いサービス）

※電柱頂部アンテナ設置については、電気主任技術者を配置している認定電気通信事業者に限る。

- (5) その他当社が認める事業

第7条（共架を認める設備）

当社が共架を認める設備は、標準実施要領により当社が定める基準を満たすものに限ります。これには、通信線、防犯カメラ、無線通信設備（アンテナを含む。）等が含まれます。なお、当社が必要と認めた場合は、本約款とは別に当社と共架者間で詳細を規定した運用申合書の締結を求める場合があります。ただし、当社所有の電柱における通信線の共架ポジションは、弱電線（通信線）専用の位置として定められているため、安全確保の観点から、電源線（制御ケーブル含む。）や配電系統にバックチャージする機器、人体に悪影響を及ぼす電波を発する機器の共架は一切認められません。

第8条（共架を認める電柱と共架ポジション）

共架を認める電柱（引込小柱を含む。）および共架ポジションは、標準実施要領により、当社が指定するものとします。ただし、以下の電柱には設置出来ません。

- (1) 5年以内に建替え・移設予定の電柱
- (2) 地中化計画中の電柱（特定条件下を除く。）
- (3) 共架について土地所有者の了承が得られない電柱
- (4) その他運用上支障のある電柱

II. 共架契約

第 9 条 (契約の成立)

共架契約は、当社の提示する本約款によることを共架者が共架・管路申請管理システムまたは当社が別途定める方式により同意し、当社がかかる同意の意思表示を受領した時点で成立します。

第 10 条 (契約にあたっての注意点)

1. 共架者は、共架契約に際して、法令や行政庁が定めるガイドラインならびに本約款および標準実施要領を遵守し、共架に際し道路占用許可等、必要な許可や認可を行政庁から取得するとともに、土地所有者からの承諾についても確実に得ることとします。また、防犯カメラ等の撮影機器を設置する場合は撮影範囲となる周辺住民の同意を確実に得ることとします。
2. 第三者より当社に対して共架に関する苦情等の申し出があった場合には、共架者の責任と負担において解決するものとし、当社に一切迷惑を掛けではありません。

第 11 条 (契約期間)

共架契約の期間は、第 9 条 (契約の成立) に基づき当社が同意の意思表示を受領した日から開始し、当該日から 5 年経過後初めて到来する 3 月 31 日までとします。なお、契約期間満了の 6 か月前までに当社または共架者から契約を更新しない旨の申入れがないときは、共架契約は自動的に同一条件で 1 年間更新されるものとし、以降も同様とします。

第 12 条 (契約に係る業務の実施)

当社は、共架・管路申請管理システムに掲載し、または共架者に交付する電柱明細書に記載している通信線または機器を共架設備として取り扱い、共架・管路申請管理システムまたは電柱明細書の記載に基づいて共架契約に係る業務を実施します。共架者は、共架・管路申請管理システムに掲載され、または電柱明細書に記載されている内容が正確であることを保証します。

第 13 条 (契約の変更)

共架設備、契約者の名称もしくは商号または契約当事者、共架契約に係る連絡窓口その他の契約内容の変更は、共架者からの共架・管路申請管理システムまたは当社が別途指定する方法による申請手続きを受けて当社が承諾することにより実施されます。

第 14 条（解約（廃止）および権利の移転）

1. 共架者の全ての共架設備の撤去、または契約当事者の変更が必要となった場合、共架者は当社に対し、第 11 条に定める契約期間中であっても、共架・管路申請管理システムまたは当社が別途指定する方法による申請手続きにより、契約の解約または契約当事者の変更を申請することができます。なお、解約または契約当事者の変更に伴い生じる費用は、共架者の負担とします。
2. 前項の規定に基づく契約の解約日または契約当事者の変更日は、それぞれ次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 共架設備の全撤去による契約の解約日
共架者から設備の撤去完了報告を受け、当社が全ての共架設備の撤去を確認し、竣工届に不備がないと認め、共架者の債務が全て履行されていることを当社が確認できた日とします。
 - (2) 契約当事者の変更日
当社が旧共架者および新共架者から契約当事者の変更に必要な書面を全て受領した日（共架・管路申請管理システムを用いた申請においては、旧共架者が発行した申請用 ID を用いた申請を新共架者から受領した日。）とします。ただし、当該日において、旧共架者の債務が全て履行されているか、または未履行債務について旧共架者による債務履行の見込みがあること、および全ての共架設備についての権利が新共架者へ移転していることを、当社が確認できた場合に限ります。
3. 共架者は、事業譲渡その他の理由により共架設備に関する権利を移転する場合は当社指定の方法により申込みを行います。この場合において、共架者は、共架設備に関する権利の移転先に対し、本約款および標準実施要領の内容その他の共架に関する事項について事前に説明し、設備の共架を継続する場合は当社との共架契約が必要となることについて事前に了解を得なければなりません。
4. 当社は、当該年度の 2 月末日時点で共架・管路申請管理システムに共架者として登録されている者に、第 25 条に基づき共架料金の請求を行い、契約当事者の変更に伴う共架料金の新旧共架者間の精算については一切関与しません。

第 15 条（即時解約）

当社は、共架者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告を要せず、直ちに共架契約を解約することができます。この場合において当社は、次条に定める原状回復の期日を共架者に指定します。

- (1) 共架者が本約款に違反した場合
- (2) 第 9 条に定める共架契約の成立後 6 か月以内に、共架者が共架を開始しないとき
- (3) 共架を 3 か月以上中断しているなど、共架の必要性が無くなつたと当社が判断できる状況にあるとき
- (4) 当社の承諾なく電柱その他当社の設備を使用したとき
- (5) 第 25 条に定める共架関係費用その他の共架者が当社に対して支払うべき料金を、支払期日の 3 か月後までに支払わないとき
- (6) その他共架契約を継続しがたい重大な背信行為があつたとき
- (7) 当社と共架者との間で締結した他の共架契約または管路使用契約等において、前号に類する行為があつたとき

第 16 条（原状回復）

1. 第 11 条に定める契約期間が更新なく満了し、または前条に基づく解約により共架契約が終了する場合、共架者は、当社の指定する期日までに異議なく自己の責任と負担において共架設備を撤去し、原状回復しなければなりません。
2. 当社の指定する期日までに共架者が原状回復しない場合、当社は共架者に対し、共架契約終了の翌日から原状回復が完了するまでの間、通常の共架料とは別に遅延損害金を請求することができます。この場合の遅延損害金については、第 28 条を準用します。
3. 共架契約の終了までに共架者が原状回復しない場合で、かつ前項の遅延損害金を支払わないときは、当社は共架者が共架設備の所有権を放棄したものとみなして、当該共架設備を処分できます。この場合、当社は、自ら原状回復した上で、その費用全額を共架者へ請求でき、共架者は、当社から原状回復費用の請求があつたときは、当社の指定する方法に従い当該費用を支払わなければなりません。
4. 当社が共架者に代わって原状回復を行う場合、共架設備を当社が廃止することにより共架設備の損傷又は共架者の事業に支障が発生しても、共架者は当社に対して異議求償等を一切申し立てすることができません。

第 17 条（共架保証金）

1. 当社は、共架者の共架工事に先立って、共架保証金を請求する場合があります。この場合、共架者は次項に基づき決定した共架保証金を当社に支払わなければなりません。
2. 共架保証金の預かり期間および金額は、当社と共架者が協議のうえ決定します。
3. 当社は、共架者の債務不履行があつたときは、当該不履行に係る債務（損害賠償債務を含む。）に第 1 項の共架保証金を充当することができます。

III. 共架設備に関する手続き

第 18 条 (共架申込)

1. 共架者は、共架設備の新設、廃止または変更を希望する場合、当社所定の方法により当社に共架申込を行います。かかる共架申込に必要な書類等は次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 共架配線図
- (2) 共架設備写真（共架電柱の全景写真、共架設備取付箇所の近影写真）
- (3) 共架設備仕様書
- (4) その他、標準実施要領で定める書類

2. 当社は、共架者による前項の共架申込において必要な書類等の不足がない場合または共架者が第 35 条に該当しない場合に限り、当該共架申込を受付します。

第 19 条 (技術検討)

1. 当社は、前条第 2 項に基づき共架申込を受付したときは、かかる申込に基づき技術的な検討を行います。共架者は、技術的な検討に対する費用として第 25 条第 2 項に基づき算定される技術検討費用を当社に支払わなければなりません。

2. 技術検討費用については、当社が共架申込を受付完了した時点で支払義務が発生します。

3. 当社は、第 1 項に基づく技術的な検討の結果（共架の可否のほか、共架条件の有無・内容等を含む。）を、電柱ごとに、原則として共架申込の受付の時から 1 か月までに共架者に回答します。ただし、検討本数により 1 か月以上かかる場合があります。

4. 共架者は、前項の回答において共架可とされた電柱のうち、共架工事の着工を希望するものについて、前項に基づく回答から 3 か月以内に、当社に契約申請の承認を依頼するものとします。前項に基づく回答から 3 か月以内に、当社に契約申請の承認を依頼しなかった場合、共架者は、改めて前条第 1 項に基づき共架申込を行うものとします。

第 20 条（契約申請の承認）

当社は、共架者から前条第 4 項に定める依頼があったときは、以下の各号に定める場合を除き、契約申請の承認を行い、その旨を共架者に通知します。

- (1) 前条第 3 項に定める技術検討の回答から契約申請の承認依頼まで 3 か月以上経過している場合
- (2) 天災その他の不可抗力、または第三者要因など当社、共架者いずれの責にも帰すことができない事由により当該電柱への共架が困難となった場合
- (3) 当社の一般送配電事業に支障がある場合、またはそのおそれがあると判断した場合
- (4) 共架者が第 15 条各号のいずれかに該当することを当社が確認した場合

第 21 条（共架申込の取消）

共架者は共架工事が完了するまでの間、当社に通知して共架申込を取り消しできます。ただし、当社が共架申込の取消通知を受領した際に、技術検討または当社の改修工事に着手している場合、共架者は技術検討費用および改修工事費用を当社に支払わなければなりません。

第 22 条（一束化および腕金共用の取扱い）

1. 当社の所有する電柱における共架設備の取付位置は、通信線の取付位置として第 1 ポジションから第 4 ポジション、機器の取付位置として機器ポジションに区分しており、限られたスペースを共架者間で有効に活用するために、共架ポジションの共用、すなわち、通信線の場合は一束化、機器の場合は機器腕金の共用を指示する場合があります。
2. 共架者が当社の所有する電柱への共架を完了している場合において、当社または当社が承認した新規共架者（自己所有設備の新たな共架を希望する者をいう。以下本条において同じ。）が、共架者の所有する共架設備との一束化、もしくは、機器腕金の共用（取付スペースがある場合）を申し入れたときは、共架者は、これを承諾し、共架者と新規共架者との間で協議の上、保守・保安、費用負担その他必要な事項について契約書その他の書面により合意しなければなりません。この場合において、当社が当該書面の写しの提出を求めた場合には、その指示に応じなければなりません。
3. 通信線については、新規共架者の共架工事（取付）に伴い、既設共架者の共架契約種別の変更（単独から一束化）が必要となる場合があり、また、既設共架者の共架工事（撤去）に伴い、他の既設共架者の共架契約種別の変更（一束化から単独）が必要となる場合が発生します。これらの共架契約種別の変更手続きについては、工事を実施する共架者が責任を持って、実施します。
4. 共架者が共架のために当社の所有する吊線を使用する場合、共架者が自己の責任と負担において工事等を行います。ただし、当該工事等の完了後も吊線は当社に帰属します。

第 23 条 (共架工事および竣工報告)

1. 共架者は、第 20 条に定める契約申請の承認後、6 ヶ月以内に自己の責任と負担において共架工事を施工します。
2. 共架者は、前項に定める共架工事の施工完了後 2 週間以内に、当社の指定する方法により竣工報告しなければなりません。
3. 当社は、前項に定める竣工報告があったときは必要に応じて共架設備の施設状況を調査し、標準実施要領で定める事項に不適合があれば改善を指示します。
4. 共架者は、前項に基づく改善の指示があったときは自己の責任と負担において改修を行い、改修後、第 2 項に定める竣工報告を行わなければなりません。

第 24 条 (共架・管路申請管理システム入力代行)

共架者は、自ら行うべき共架・管路申請管理システムへの情報入力が共架者の都合によりできない場合、有償にて当社に共架・管路申請管理システムへの入力代行を申し込むことができます。

IV. 共架料

第 25 条 (共架関係費用)

1. 共架者が当社に支払うべき共架料の単価は、以下の通りとします。

<共架料単価（税抜）>

(a) 通信線設備

共架形態	共架料単価（税抜）
単独共架	1,400[円／箇所]
一束化	1,000[円／箇所]
吊線利用料	300[円／箇所]

(b) 機器設備（防犯カメラ、無線通信設備など）

共架形態	共架料単価（税抜）
占有サイズ (仕上がり高さ)	30cm 以下
	30cm 以上 60cm 未満
	60cm 以上 90cm 以下

(c) 機器設備（電源供給器）

共架形態	共架料単価（税抜）
電源供給器	2,600[円／箇所]

(d) 機器設備（電柱頂部アンテナ）

共架形態	共架料単価（税抜）
架空地線腕金内蔵型アンテナ	6,800[円／箇所]
架空地線腕金外付型アンテナ	9,500[円／箇所]

当社は、毎年2月末日時点における共架設備数※に、共架設備の種別に応じて第1項（a）（b）（c）（d）に定める単価を乗じて当該年度の共架料を算定し、かかる共架料に消費税を加えた金額を、毎年3月上旬に請求書を発行して請求します。共架者は、当社が発行する請求書に記載された金額を、同請求書に記載された支払期日までに支払います。

※共架設備数には契約申請の承認された新設・追加設備で竣工が未完了の場合もスペース確保のため、含まれます。

（2027年度利用分の場合の例）

2027年度利用分の請求																	
2027								2028									
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
・	・	・	2027年度利用分										・	・	・	・	

2.共架者が当社に支払うべきその他費用は、以下の通りとします。

<その他費用（税抜）>

（e）技術検討費用：共架申込みに伴い当社が行う技術的検討に対する費用

共架形態	技術検討費用 単価（税抜）
通信線および機器 (短期共架を含む)	550[円／箇所]
電柱頂部アンテナ	3,300[円／箇所]

（f）短期共架 【上記（a）、（b）を含む設置期間が1年未満のもの】

共架形態	基本単価（税抜）
短期共架 手続費用	6,500[円／申請]

1年未満であっても毎年、同一箇所への定例的な設置が必要であり年間を通じて同一スペースの占有を希望する場合は（a）、（b）の共架料単価を適用します。

(g) システム代行入力費用 (2028年度システム化以降に適用します)

基本単価 (税抜)	
共架申込み※	5,500[円／件]
契約申請	4,500[円／件]
竣工報告	5,000[円／件]
書類作成・発送手数料	1,000[円／件]

※ 技術検討費用が別途かかります。

共架者は、前項に定める「共架料」のほか、共架工事および共架・管路申請管理システムの入力代行を申し込んだ場合は当該代行に係る費用を、それぞれ負担しなければなりません。なお、費用の算定にあたっては、本項 (e) (f) (g) に定める単価に申込箇所数等を乗じて算定するものとし、かかる費用に消費税を加えた金額を、「その他費用」として、当社が四半期毎に発行する請求書に基づき支払います。この場合における支払期日については、前項の定めを準用します。

4～6月分						7～9月分				10～12月分				1～3月分				
請求			請求			請求			請求			請求			請求			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	
...	共架料以外 その他費用			共架料以外 その他費用			共架料以外 その他費用			共架料以外 その他費用			...					

3.請求書再発行時の取扱い

支払い期日超過、紛失等、共架者の責による請求書の再発行が必要となった場合は、再発行に係る費用を請求金額に加算します。

第 26 条 (支払方法)

前条に定める共架料およびその他費用（本約款において、これらを合わせて「共架関係費用」という。）の支払い方法は、当社が指定する方法によります。

第 27 条（インボイスへの対応）

当社は 2023 年 10 月 1 日より施行されたインボイス制度（適格請求書等保存方式）に対応し、適格請求書発行事業者として登録番号を取得しております。取引（請求）に際しては、適格請求書に必要な事項（当社名・登録番号、取引年月日、取引内容、税率ごとの対価額および消費税額等。）を記載した請求書を発行します。また、取引（返戻）に際しても、インボイス要件（当社名・登録番号・取引年月日・取引内容・税率ごとの対価額・消費税額など。）を満たす適格返還請求書（返戻のお知らせ）を発行します。

第 28 条（遅延損害金）

第 25 条に定める請求書に記載の支払期日までに、共架者が請求書記載の金額の全部または一部を支払わなかった場合には、当社は、その翌日から支払日まで未払額 100 円につき日歩 3 銭の割合で遅延損害金を徴収できます。

第 29 条（単価改定）

当社は、第 25 条に定める共架関係費用を、必要に応じて改定できます。

V. 共架設備の工事および保安

第 30 条 (共架工事の実施と保守管理)

1. 共架者は、当社が別に定める標準実施要領に基づき、共架設備の工事、点検、その他保守作業等を、自己の責任と負担において行わなければなりません。
2. 共架者は、共架工事において、関係法令および当社からの指示（標準実施要領として当社が公表する内容を含む。）を遵守しなければなりません。
3. 共架者は共架設備に関して、維持管理者を定め当社に届け出なければなりません。なお、維持管理者とは緊急時に技術的な対応が可能な者とします。

第 31 条 (工事の届出と安全確保)

1. 共架者は、共架工事が発生する場合は、当社指定の方法により届け出なければなりません。
2. 共架者は、共架工事、または当社が電気設備を施設するNTT柱における工事を実施する場合、関係法令等を遵守するとともに、墜落制止用器具の適正な使用等による墜落防止措置、検電等の実施による感電防止措置その他の安全措置を確実に実施し、自己の責任と負担において安全確保に努めるものとします。

第 32 条 (作業員の資格要件)

1. 共架工事の作業員は、電気設備を理解し、安全に作業を行うため、電気工作物と作業安全に関する相当の知識を有する者に限定します。具体的には、労働安全衛生規則第39条に基づき定められた安全衛生特別教育規程第5条および第6条に規定された電気取扱業務に係る特別教育としての学科教育および実技教育を経た者とします。
2. 共架者は、共架工事の作業員に、労働安全衛生規則その他関係法令を遵守させるとともに、柱上作業に必要な墜落制止用器具、検電器具等、墜落防止および感電防止に関する装備を常備させ、柱上作業時には常時それらを携帯し使用させるものとします。
3. アンテナ設置作業を行う作業員は、第1項に加えて、高所作業の特別教育を受講した者に限定します。

第33条（共架者の責によらない事由による共架設備の工事等）

1. 関係監督官庁等第三者からの要請、地域事情その他の共架者の責によらない事由によって当社所有の電柱に工事等が必要となった場合において、共架者の共架工事（撤去を含む。）その他の措置を講じる必要があると当社が判断したときは、当社は共架者に対し、事前にその旨を通知します。このとき、共架者は、当社の指定する期日までに自己の責任と負担において共架工事その他の必要な措置を行わなければなりません。
2. 共架者が当社の指定する期日までに前項の共架工事その他の必要な措置を行わない場合、当社は、共架者の負担で自ら必要な措置を行うことができます。この場合、当社は当該措置に係る費用の全額を共架者へ請求でき、共架者は当社の指定する方法で当該費用を支払わなければなりません。
3. 当社が前項に基づき共架工事その他の必要な措置を行うことにより、不具合等が発生した場合でも、共架者は当社に追加工事、賠償その他の措置を求めるることはできず、全て自己の責任と負担において解決しなければなりません。
4. 当社が共架設備の仮工事を実施する必要があると判断した場合、当社は、事前に共架者へ通知した上で仮工事を実施します。仮工事の完了後、当社は共架設備の確認および改修について共架者に依頼します。共架者は、当社からの依頼に基づき、仮工事後の設備改修を実施するものとします。
5. 前項における仮工事費用については、当社および共架者間で協議の上決定します。

第34条（工事の優先順位と改修工事）

1. 当社所有の設備と共架者の共架設備の両方に工事、点検その他の作業（以下「工事等」といいう。）が必要となったときは、原則として、当社の工事等を優先します。
2. 共架者の事由により当社の電柱その他の設備の改修工事が必要となった場合、当社が自己の責任において改修工事を施工します。その際、改修工事に係る費用は共架者の負担とし、共架者は、当社の指定する方法により当該費用を支払わなければなりません。
3. 当社は、以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、共架者に対して共架工事の実施を求めることができ、共架者は、当社の求めがあったときは、標準実施要領に基づき、自己の責任と負担において当社の指定する期日までに共架工事を実施しなければなりません。
 - (1) 共架設備により当社所有の設備が損傷した場合、またはそのおそれがあると当社が判断する場合
 - (2) 共架設備に不良が生じた場合
 - (3) 共架設備が当社事業の支障となった場合またはそのおそれがあると当社が判断する場合
 - (4) 当社の工事に伴い共架工事が必要となった場合
 - (5) 関係法令等または標準実施要領が改定され、共架設備がこれらの規定に適合しない場合
 - (6) 前各号の他、共架工事が必要な場合
4. 当社は、第三者からの通報等により補修が必要な共架設備を発見した場合、次のとおり対応します。
 - (1) 緊急を要する場合
当社は、共架者に対し、共架工事その他の必要な措置をただちに講じるよう指示します。当社は公衆保安上の危険があると判断した場合、仮処置を実施します。なお、当社による共架設備の仮処置により、共架設備を損傷させた場合においても、共架者は当社に対して共架設備の損傷に伴う復旧費用、営業補償、その他一切の費用を請求せず、また当社が実施した仮処置の内容について一切異議を申し立てることはできません。
 - (2) 緊急を要しない場合
当社は、共架者に補修が必要である旨を連絡します。
5. 共架者は、前項に定める当社からの指示または連絡を受けた場合、すみやかに共架設備の補修を行わなければなりません。

VI. 雜則

第 35 条（共架申込みの拒否）

過去に共架料金の滞納や、無断共架を発生させる、または、竣工届未提出、標準実施要領違反、共架設備の改修遅延もしくは共架移設時の対応拒否などの不適切な行いがあったと当社が判断する共架者からの共架申込みについては、拒否出来ます。

第 36 条（無断使用時の共架料金取扱い）

共架者が、当社の承諾なく電柱その他当社の設備を使用したときは、当社は、共架者による当社設備の使用開始日（共架者の使用開始日が不明なものにあっては無断使用発見日の 5 年前の日）まで遡って、第 25 条に従って算定した共架料金の倍額を請求できます。

第 37 条（停電時の取扱い）

当社の電柱等から電力供給を受けている共架設備について、当社の停電により共架設備または共架者（その使用人、請負人、委託先、顧客を含む。）に損害が生じた場合であっても、当社はその損害に関する賠償責任を負わず、共架者は当社に対して異議求償等を一切申し立てできません。

第 38 条（共架設備に関する異議求償等の取扱い）

共架者は、共架設備に関して第三者からの異議求償等の申し出があった場合、事由の如何によらず、全て共架者の責任と負担において誠意をもって対応の上解決を図るものとし、当社は一切関与しないものとします。

第 39 条（損害賠償等）

1. 当社の電気設備または当社の行為に起因して、共架設備または共架者（その使用人、請負人、委託先、顧客を含む。）に損害を与えた場合、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社はその損害を賠償する責任を負いません。
2. 共架設備または共架者の行為に起因して第三者に損害を与えた場合、共架者は自己の責任と負担において解決しなければなりません。
3. 前項において、第三者が当社による説明を求め、当社がそれに応じた場合、共架者は当社の説明に要した費用を支払わなければなりません。
4. 共架設備または共架者（その使用人、請負人、委託先、顧客を含む。）の行為に起因して当社に損害を与えた場合、共架者は損害賠償の責を負います。
5. 天災等不可抗力により共架電柱または共架設備が損傷した場合、当社と共架者は、それぞれ自己の所有する設備について、自己の責任と負担において復旧を行わなければなりません。
6. 当社が何らかの理由により共架者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その金額は、共架者が現に当社に支払った共架関係費用の合計額を上限とします。

第 40 条（電柱頂部への共架に関する取り扱い）

当社が、共架者の所有する架空地線腕金の頂部に架空地線を設置する場合、特別な手続きを必要とせず設置することができます。この場合、架空地線の設置にかかる対価は発生せず、当社は共架者にこれにかかる費用等を一切負担しません。

第 41 条（電磁誘導等の処理）

当社の設備に起因する電磁誘導または静電誘導により、共架者の事業に支障が生じた場合、共架者は自己の責任と負担においてこれを処理し、共架者は当社に対して異議求償等を一切申し立てすることができません。

第 42 条（電波の影響確認）

1. 共架者は、電波を発する設備を共架する場合、既に存在する他の共架者の共架設備および当社設備への影響がないことをあらかじめ確認しなければなりません。
2. 共架者は、自己の共架設備について電波の影響に関する異議や苦情があった場合、自己の責任と負担において対応しなければなりません。
3. 共架者は、電波を発する共架設備の設置後も定期的に電波の影響を確認し、必要に応じて対策を講じるものとします。

第 43 条（事業の移管）

1. 当社は、共架契約に関する事業を関係会社へ移管することができます。
2. 前項に基づき共架契約に関する事業が移管された場合、共架契約に基づく当社の権利および義務は、当該移管先法人に承継されます。
3. 共架者は、前項に定める権利および義務の承継について、当社または移管先法人に対して異議を申し立てることができません。
4. 当社は、事業移管を行うことを決定した場合は、遅滞なく、共架者に対し、書面または電子的な方法により通知を行います。
5. 事業移管後も、本約款および共架契約の内容は変更されることなく、移管先法人と共架者の間で効力を有します。

第 44 条（地位の譲渡等の禁止）

1. 共架者は、当社の事前承諾なく、共架契約上の地位または共架契約に基づき発生した権利もしくは義務を、第三者に譲渡してはなりません。
2. 共架者は、共架設備を第三者に譲渡、転貸、または当社所有の設備を第三者に使用させてはなりません。
3. 前二項の規定に違反した場合、当社は共架契約を解約でき、共架者は共架契約の解約の有無にかかわらず当社が被った損害を賠償しなければなりません。
4. 当社は、本約款に基づく共架に係る当社の業務の全部または一部の実施を、関係会社に委託することができます。

第 45 条（届出）

共架者は、以下の各号に掲げる事象が発生した場合、速やかに当社指定の方法により届出をしなければなりません。

- (1) 本店所在地、代表者、事業目的の変更
- (2) 事業遂行に必要な許可の取消しや営業停止命令
- (3) 事業の第三者への譲渡
- (4) 第 30 条に基づき定める維持管理者、または共架料等請求先の変更

第 46 条（機密保持）

1. 当社および共架者は、契約に基づき知り得た相手方の情報を、共架契約期間中および終了後も第三者に開示、漏洩してはなりません。
2. 当社は、以下の場合に限り、共架者の情報を開示できるものとします。なお、共架者は当社との共架契約の締結をもって、本開示についてあらかじめ承諾したものとみなします。
 - (1) 第三者との一束化が必要な場合
 - (2) 第 43 条に基づく事業移管の手続きに必要な場合
 - (3) 関係監督官庁、土地所有者等から開示を求められた場合
 - (4) 共架設備に関わる対応が必要な場合
 - (5) 法令に基づき開示が必要となる場合
 - (6) 公衆安全確保の観点から緊急に開示が必要であり、共架者の事前の承諾を得ることが困難な場合

第 47 条（個人情報の保護について）

1. 当社および共架者は、共架に伴い収集、保管、利用される個人情報について、個人情報保護法およびその他関連法令の規定を遵守するものとします。ただし、前条第 2 項に該当する場合、当社は最小限の範囲で共架者の情報を第三者に開示することができ、共架者はかかる開示にあらかじめ同意します。
2. 当社および共架者は、個人情報の漏洩、改ざん、紛失などのリスクに対して適切な安全対策を講じ、情報漏洩の防止および対応に努めるものとします。
3. 当社および共架者は、個人情報に関する取り扱いについて、個人情報収集時の利用目的の明示、目的外利用の禁止、第三者への個人データ提供に係る同意取得その他の遵守すべき事項について、法令の規定に基づき適切な取り扱いを行います。
4. 当社および共架者は、個人情報主体からの開示、訂正、削除などの要求に対して適切に対応し、速やかに対処します。
5. 前条第 1 項または本条に違反した場合、当社および共架者は、適切な是正措置を取るとともに、被害を最小限に抑えるための措置を講じます。

第 48 条（管轄裁判所・準拠法）

当社と共架者は、本約款が日本法に準拠し、これに従って解釈されること、および共架契約に関する紛争については、大阪地方裁判所および大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第 49 条（反社会的勢力の排除）

1. 当社および共架者は、共架契約の成立時および将来にわたり、以下のいずれにも該当しないことを表明・確約します。
 - (1) 暴力団およびその構成員または準構成員
 - (2) 暴力団関係企業およびその役員または従業員
 - (3) 社会運動等標榜ゴロ
 - (4) その他前各号に準ずる者、およびこれらの者と密接な関わりを有する者
2. 当社および共架者は、自らまたは第三者を利用して、以下のいずれかの行為を行わないことを表明・確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社および共架者は、相手方が前二項のいずれかに違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続を要しないで直ちに共架契約を解除することができます。

第 50 条（協議解決）

本約款に定めのない事項や解釈に疑義が生じた場合は、当社および共架者は誠意をもって協議し、解決を図るものとします。